

Qualifying &
Life Member



MDRT®

オフィス **ASADA**

代表 麻田 春江

茨城県取手市井野台 1-7-28 〒302-0015

T E L : 0297-72-2401 FAX : 0297-72-6217

携 帯 : 090-8720-8591

E-mail : officeasada_h@ybb.ne.jp

U R L : http://www.officeasada.com



平成 28 年 4 月 第 58 号

オフィスASADA通信のご案内

桜の花びらが新しい門出を祝う春がやって来ました。「旅立ちと出会いの時、4月」です。

桜は日本の国花と世界の人々が認めています、アメリカ、特にニューヨークには沢山の桜がある事をご存じでしたか？1912年に高峰譲吉博士らの尽力でワシントンやニューヨークに6000本の桜の苗木が送られたのです。100年たった今、有名なセントラルパークやルーズベルトアイランドや、ブルックリン植物園などに沢山の桜が咲き、ニューヨークの人々や国内外の人々に愛され、桜祭りも行われています。



セントラルパークの桜のトンネル

今月のテーマ

- I 「相続」その思い込みは間違っていますよ～！
Q&A でやってみましょう！
- II 第20回ASADAセミナーのお知らせ
別紙チラシを同封しましたのでご覧ください

I 「相続」その思い込みは間違っていますよ～！

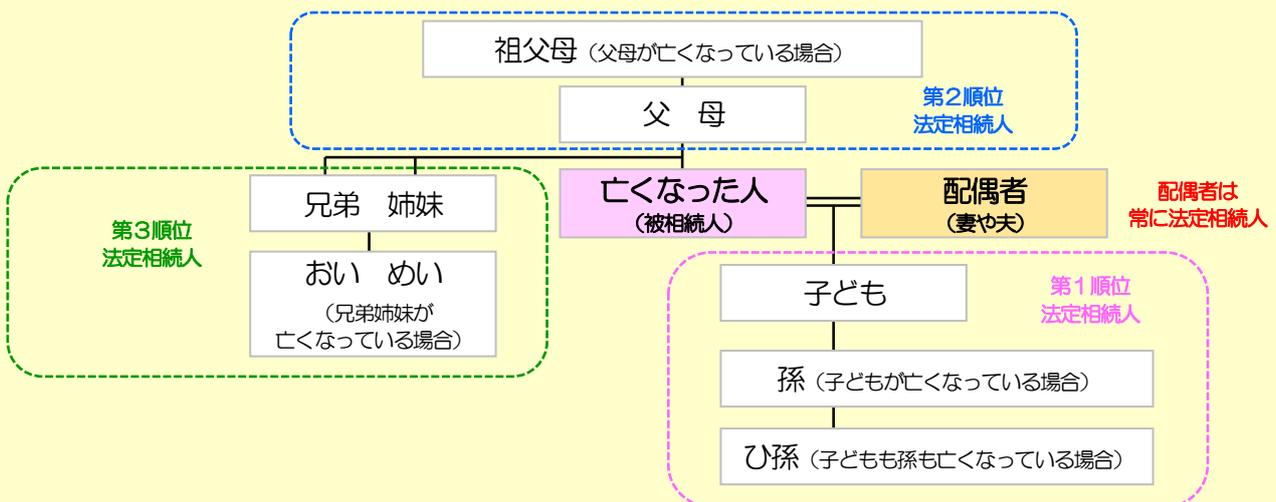
「相続」その思い込みは間違っていますよ～！は3月27日、取手福祉会館で第19回ASADAセミナー3周年記念感謝祭のテーマです。大盛況の中、沢山の方に喜んで頂きました。また、多くの方々にご協力いただきました！本当に感謝です！！

第一部の相続セミナーでは、途中○×カードを持っていただきQ&Aで行いました。全員参加型で楽しんで頂きました。その中の一部に参加できなかった方にお伝えしたいと思います。

まず、「相続」と聞いて私には関係ない！財産なんてないし！そんな歳でもないし！家族仲が良いから大丈夫！などとおっしゃる方も多いのですが・・・誰にでも訪れる人生の終日！お金や財産が有るとか無いとかではなく、誰にでもいつかは来る事です。そこで相続とはどういう事？相続と相続税を勘違いしていませんか？相続の基本を知ってスタートしましょう！

被相続人とは・・・亡くなった人のこと

法定相続人とは・・・亡くなった人の相続財産を受け継ぐ「権利」と「義務」がある人。亡くなった人に近い関係の人から順番に相続人となります。



Q&A でやってみましょう！

質問1

子どものいない夫婦です。夫が亡くなった場合、相続人は私（妻）だけでしょうか？ 夫の親は生きています。

答え

いいえ、配偶者 $\frac{2}{3}$ 、親 $\frac{1}{3}$ の相続権があります。



質問2

娘夫婦と同居しています。娘の夫であるマスオさんと養子縁組をしました。マスオさんは私の相続人となった訳です。では、マスオさんは実父母の相続人となれるのでしょうか？

答え

はい、なれます。民法では血の繋がりで見ますので、生んでくれた実父母の相続人となれるのです。

質問3

亡父が残した遺言書に「自分を含め、すべての財産を長男 A に相続させる」とありました。私（次男）と母は遺産はもらえないのでしょうか？

答え

いいえ、貰う事ができます。遺留分（民法 1028 条）というのがあります。これは被相続人の兄弟姉妹以外の法定相続人に最低限保証されている相続財産のことです。法定相続分の半分が遺留分（民法で決められた取り分のこと）です。遺留分が侵害されたと分かってから 1 年以内に請求できます。

質問4

父の死亡時に税金の滞納がありました。父の生命保険は、これとは関係なく受け取れますか？

答え

いいえ、ダメです。日本国憲法の国民の三大義務の 1 つに「納税の義務（第 30 条）」があります。保険会社が意地悪しているのではなく、国税庁が差し押さえをしています。保険金から税金を差し引いて残りを受取人に支払います。国税徴収法 141 条で認められており、個人情報保護法の適用外です。三大義務の残り 2 つは「教育の義務 26 条 2 項（子どもに教育を受けさせる義務）」と「勤労の義務 27 条 1 項」があります。

質問5

夫が残した財産が 6 億円ありました。妻は $\frac{1}{2}$ の 3 億円までは相続税がかからないので無税で受け取れました。

答え

はい、受け取れます。配偶者の税額軽減の特例があり、1 億 6 千万円又は法定相続分の $\frac{1}{2}$ までは相続税はかかりません。ただし、相続開始後 10 ヶ月以内に申告が必要です。

質問6

父は伯父の連帯保証人となっていた事が死後に分かりました。保証人は父だったので私には関係ない事ですよ？

答え

いいえ、関係あります。相続というのは財産上の権利と義務を全て引き継ぐという事を指しますので、連帯保証人も引き継ぐ事になります。なりたくない人は相続の放棄という手続きがあります。亡くなった事を知った日から 3 ヶ月以内に家庭裁判所で手続きをします。相続の放棄は家、土地、株、預金など全てを放棄した上で連帯保証人も放棄するという事です。よく考えて、困った時は弁護士に相談する事も必要です。（紹介しますよ）



「お疲れ様」 妻の代わりに ナビが言う ***** サラリーマン川柳より

解らないことがありましたら麻田まで気兼ねなくお電話ください